

## 大阪大学における研究活動の不正行為の本調査に関する細則

### (趣旨)

第1条 大阪大学研究公正委員会等に関する規程(以下「規程」という。)第8条に規定する研究公正委員会(以下「委員会」という。)が実施する不正行為に関する本調査については、規程に定めるもののほか、この細則に定めるところによる。

### (本調査)

第2条 本調査は、部局における予備調査の結果報告書及びこれに伴う関係資料並びに必要なに応じて収集した資料等に基づき、次に掲げる方法により、不正行為の有無及び内容について調査する。

- (1) 予備調査結果報告書の精査
- (2) その他適正な調査のため必要な方法  
(委員会の構成員から除外する者)

第3条 前条の調査の公正を確保するため、対象研究者又は申立者に関係する者は、当該調査を実施する委員会の構成員から除外する。

### (調査終了期限の延長)

第4条 委員会の委員長は、やむを得ない事情により、規程第8条第3項に定める期限内に本調査を終了することができないおそれがある場合には、期限までに、その旨を記載した理由書を総長に提出し、その承認を得なければならない。

### (不正行為の存在が確認された場合における部局への指示)

第5条 委員会は、本調査の結果、不正行為の存在が確認された場合は、当該部局の長に対し、次に掲げる事項について適切な措置を講ずべきことを指示するものとする。

- (1) 対象研究者への倫理教育
- (2) 研究組織、研究環境及び研究指導体制の問題点の見直し
- (3) その他不正行為の再発防止のために必要な事項

### 附 則

この細則は、平成18年10月1日から施行する。

### 附 則

この改正は、平成22年4月20日から施行する。